

お知らせ

福祉医療費受給者証(重度)更新の手続きを

福祉医療費受給者証(重度心身障がい者)をお持ちの方は、9月30日で有効期限が満了となりますので、更新の手続きが必要です。該当する方には更新案内を郵送しますので、期限までに申請してください。

申請期限 9月30日(月)

申請方法 役場1階住民課で申請または郵送

※受給資格により、持ち物が異なります。更新案内をよくご確認ください。

※有効期限が9月30日までの精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、手帳更新後に福祉医療費受給者証の更新も案内します。

☎388-1115

家屋を新増築、取り壊しをしたときは届け出を

固定資産税は、土地や家屋の使用状況によって税負担が軽減されます。

家屋の新増築や取り壊し、用途変更があったときは、お早めに税務課まで次の届け出をしてください。

特に家屋の一部または全部を取り壊したときは、速やかに「家屋取壊届出書」の提出をお願いします。この届け出がないと、家屋を取り壊したという確認ができないため、翌年度以降も課税される場合がありますので、必ず届け出をしてください。



■届け出が必要なときとその届出書など

こんなとき	家屋の所有者	土地の所有者
(1) 家屋を新築または増築したとき (申告にあたっては家屋の評価を実施します)	・新築住宅に関する固定資産税の減額申告書 (未登記の場合は「未登記家屋取得届出書」も必要です)	・住宅用地認定申告書
(2) 家屋を建て替えるとき	・家屋取壊届出書	・住宅建替中の土地に係る申告書
(3) 家屋の全部または一部を取り壊したとき	・家屋取壊届出書	
(4) 家屋の用途を変更したとき (例 店舗を住宅に変更など)	・家屋用途変更届出書	・住宅用地認定申告書
(5) 家屋が災害などの理由により滅失または損壊したとき	・家屋取壊届出書 ・固定資産税減免申請書	・被災住宅用地の特例適用申告書
(6) 未登記家屋の所有者を変更するとき	・未登記家屋取得届出書	

※登記された家屋を取り壊した場合は、別途、法務局で滅失登記をする必要があります。

☎388-1112

わたしたちにできること

それは「快適なオフィス環境」につながるご提案のすべてです

中部事務機株式会社

本社 岐阜市都通1丁目15番地 ☎(058)251-7191
大垣支店 大垣市築捨町5丁目69番地1 ☎(0584)89-0711
東濃支店 可児市羽崎495番地1 ☎(0574)62-8490

TO MAKE EVERYDAY BETTER

TAKASHIMA EISEI CO., LTD.

ごみ・不用品でお困りのときは 笠松町許可業者

(株)高島衛生

岐南町平成6-110
☎058-248-0089
<https://t-eisei.co.jp>

LINE